東京大学低温科学研究センターにおける取材・撮影の実施要領

1. 取材•撮影許可範囲

- ① 東京大学(以下、本学)の教育・研究の妨げにならない範囲(時間・場所等)で行うこと。
- ② 次に該当すると判断されるものは認めない。
 - ・ 東京大学(以下、本学)及び低温科学研究センター(以下、本センター)の品位を 傷つけるもの。
 - ・本学及び本センターを個人的な利益や営利目的に利用するもの。
 - 教育研究機関としてふさわしくない内容を含むもの。

2. 取材・撮影許可の条件等

- ① 取材・撮影内容について、事前に本センター教職員と詳細な打ち合わせを行うこと。
- ② 原則として無料とする。ただし、通常の取材・撮影と比べ、本学の経費負担がかなり大きいと考えられる場合は、有料とすることがある。その料金については別に定める。(有料となる場合の例)
 - ・ 取材・撮影が本学の休業日及び職員の勤務時間外に及んで、職員の超過勤務また は休日出勤が必要となる場合。
 - 多額の光熱水を消費する場合。
- ③ 取材・撮影内容を公表する際は、その可否について公表前に必ず本センターの承諾を得ること。
- ④ 取材・撮影内容を公表する際は、「東京大学低温科学研究センター」が撮影協力している旨を明記する。

3. 申請方法

- ① 取材・撮影希望日の<u>1ヶ月前までに</u>、詳細を記した企画書等を添えて、別紙1「東京大学低温科学研究センターにおける取材・撮影許可申請書(以下、申請書)」を本センター事務室に提出すること。
- ②申請書受領後2週間を目処に本センターより取材・撮影の内諾の可否を連絡するので、内諾が得られた場合、取材・撮影日の<u>1週間前までに</u>別紙2「東京大学低温科学研究センターにおける取材・撮影にかかわる誓約書(以下、誓約書)」を本センター事務室に提出すること。本センターは、誓約書の受領後、速やかに「東京大学低温科学研究センターにおける取材・撮影の許可書(以下、許可書)」を発行する。期日までに誓約書の提出が無い場合、内諾を取り消す場合がある。
- ③ 業務繁忙期など審査に時間を要する場合もあるので、申請書の提出前に、十分な時間的な余裕をもって本センターと打ち合わせすることが望ましい。

4. その他

① 許可書発行後あるいは取材・撮影の途中であっても、本要領、申請書、誓約書に反する行為が認められた場合、許可を取り消し直ちに取材・撮影の中止を命ずる場合がある。